

服装・頭髪に関する規程

第1条 本校生との服装・頭髪・所持品については、この規程による

第2条 男子の服装

第1項 学生服について

本校指定の黒色詰襟の標準型学生服とする。

- ・本校指定の白無地の半袖・長袖開襟シャツを着用する。
- ・前部5個と袖口に2個校章入りのボタンをつける。
- ・襟の右前に校章をつける。

第2項 学生ズボンについて

- (1) 本校指定の黒色のストレート型ズボンとする。
- (2) ズボン丈はすそを踏まない長さとする。

第3項 上衣について

- (1) 本校指定の白無地、長袖又は半袖開襟シャツを着用する。
- (2) 開襟シャツの下は白の無地を着用する。

第4項 通学用靴下について

白・黒・濃紺色を原則とする。

第5項 男子ベルトについて

- (1) 色に関するもの・・・黒、茶系のものに限る
- (2) バックルに関するもの・・・ベルトの幅から、大きくはみ出るものは着用しない。
- (3) 装飾に関するもの・・・ベルト全体に穴・ビョウ等の装飾のあるベルトは着用しない。

第3条 女子の服装

第1項 セーラー服について

- (1) 紺色長袖又は白半袖を制服とするが、白長袖を着用してもよい。
- (2) 黒ネクタイ、胸当てをつけ、襟、カフスに2本の白線をつける。
(襟の背中側は白線の端を交差させる)
- (3) ネクタイは三角形とする
- (4) 上着丈はスカートのベルトがかくれる程度とする
- (5) 左胸に校章をつける
- (6) 上着の下は白又は地味な色の無地を着用する。

第2項 スカート、スラックスについて

- (1) スカート丈は膝頭がかくれる長さとする。
- (2) 黒色のスラックスを着用してもよい。

第3項 通学用靴下について

- (1) 白、黒・濃紺色を原則とする。
- (2) ストッキングは黒色又は肌色の無地とする。
- (3) レッグウォーマーは、校内での着用を禁止する。

第4条 男女共通の服装

第1項 上履きについて

本校指定の学年色の入ったものとする。

第2項 通学用靴について

- (1) 紐付き運動靴（マジックテープ可）とする。ただし、革靴についても下記の条件を満たすものについては着用してもよい。
 - ・ 短靴（靴の丈がくるぶし程度）であること。
- (2) 冬季及び雨天時は華美ではないゴム長靴も可とする。

第3項 通学カバンについて

通学カバンは特に指定を設けない。ただし、華美でなく、学習の場にふさわしいものとする。

第4項 防寒具について

- (1) 革・毛皮・エナメル・ジーンズ製品は禁止とする。
- (2) 色は、黒・紺・グレー系の、無地で、華美でないもの。

第5項 その他

- (1) セーターは制服の下に着用し、外に出してはならない。色は華美ではなく、無地を基調としたものとする。ただし、女子に限りカーディガンの着用を認める。セーター同様、華美ではなく無地を基調としたものとする。
- (2) 冬季は華美でないマフラー、手袋を用いてもよい。
- (3) 装飾品（ネックレス、ペンダント、ピアス、指輪、イヤリング、カラーコンタクト、ディファイン等）は厳禁とする。
- (4) 化粧（マニキュア、香水、口紅、眉を描く等極端な眉毛の加工）はしてはならない
- (5) 病気その他の理由で規程以外の服装をするときは、「異装届」を提出し許可された場合のみ認められる。
- (6) 本校指定のものについては改造・違反しないこと。指定外のものを身につけたり持参する場合は、生徒指導部に届け出て許可を受けること。

第5条 体育時の服装

体育の授業には本校指定の体操服・運動靴を着用する。

(男子) トレパン、トレシャツ、半パン、半袖シャツ、運動靴

(女子) トレパン、トレシャツ、半パン、半袖シャツ、運動靴

第6条 頭髪について

髪型は清潔かつ学生にふさわしいものとする。

第1項

- (1) 前髪は目にかからないこと。また、男子は襟足が長くならないこと、側部は耳にかからないようにすること。
- (2) 剃り込み・ライン・パーマ・カール等極端に変形したものは禁止とする。
- (3) 脱色・染色ほか目立つ変形は厳禁とする。
- (4) 付属品はヘアゴムのみ可とする。